



# 長野県報

7月29日(木)  
令和3年  
(2021年)  
第224号

## 目次

### 規則

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）…………… 2

### 告示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）…………… 3

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出（地域福祉課）…………… 3

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出（地域福祉課）…………… 4

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）…………… 4

生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）…………… 4

生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出（地域福祉課）…………… 5

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 5

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）…………… 6

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）…………… 6

昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）…………… 7

### 公告

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集（文化政策課）…………… 8

長野県佐久創造館の指定管理者の候補者の募集（文化政策課）…………… 9

建設業の許可の取消し（建設政策課）…………… 11

都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）…………… 14

特定調達契約に係る落札者の決定（道路建設課）…………… 15

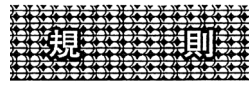
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 15

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）…………… 16

警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）…………… 17

特定調達契約に係る落札者の決定（交通指導課）…………… 19

特定調達契約に係る落札者の決定（科学捜査研究所）…………… 19



保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年7月29日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第96号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条を第17条とし、同条の次に次の2条を加える。

（宿所提供施設の感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第18条 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該宿所提供施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該宿所提供施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該宿所提供施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（電磁的記録等）

第19条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（次項において「救護施設等」という。）は、記録その他これに類するものうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 救護施設等は、同意その他これに類するもの（以下この項において「同意等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該同意等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

第13条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（授産施設の感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第15条 条例第34条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該授産施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該授産施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該授産施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（更生施設の感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第11条 条例第30条において準用する条例第22条第2項の規則で定める措置については、第6条の規定を準用する。この場合において、同条各号中「救護施設」とあるのは、「更生施設」と読み替えるものとする。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（救護施設の感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第6条 条例第22条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第15条第1号及び第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。